平成２６年（フ）第５２号
青森市大字三内字稲元９番地２
債務者　吉崎　敦子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６号
青森県つがる市木造千代田末遂41番地
債務者　稲場　高明
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第４２５号
和歌山県橋本市高野口町伏原241番地の１
債務者　北浦　弥生
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４号
和歌山県海南市下津町丸田592、住民票上の住所和歌山県有田市港町231番地53
債務者　小島　秋惠
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４３号
和歌山県岩出市高塚94番地
債務者　上野　昌子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４７号
和歌山市大谷46番地の３　県住楠見団地３号棟３階30号室
債務者　江口　里子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２５７号
名古屋市天白区池見１丁目116番地の１　ホープフィル池見203号
債務者　吉岡　正人
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５号
宮城県石巻市鹿妻南１丁目１番５―558号、前住所宮城県石巻市門脇字二番谷地２番地26　メイト二番館101号
債務者　高橋　敦子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
東京都町田市忠生３丁目19番地24
債務者　柿岡まり子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８９号
横浜市磯子区下町13番２―405号
債務者　内村　隆之
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２７号
横浜市南区中村町３丁目211番地　横浜市中央浩生館
債務者　村上　文禎
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９０号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑353番地９
債務者　籾浦美和子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７７号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸１丁目４番37号　ベルハイム105号
債務者　上村　秀樹
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７８号
横浜市緑区北八朔町1641番地８　谷津田原ハイツ11棟101号
債務者　小西　悦子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地３―３―205
債務者　鈴木　武質
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１２号
東京都八王子市千人町３丁目７番７号トキワハイツ301号
債務者　三浦　裕子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部